

今週の専門用語



📖 小規模宅地特例の選択同意書

小規模宅地特例の適用を受ける際に添付する必要がある書類の1つである（措令40の2⑤三）。法令では原則として特例対象宅地等を取得した全相続人の選択同意書の添付が必要である旨が規定されているが、選択同意書の具体的な様式は定められていない。この点、課税実務では、「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（相続税申告書第11・11の2表の付表1）」に特例対象宅地等の選択をするに当たって同意をした相続人の氏名を記載することで選択同意書の添付があったものとされている。

📖 利益相反

機関投資家（運用会社）について利益相反が最も懸念されるのは、運用会社が金融機関の子会社であるケースだ。例えばA社の買収防衛策の導入議案に対し運用会社が議決権を行使する場合、運用会社がA社と取引のある証券会社の子会社であれば、A社から証券会社に対し、賛成票を投じさせるよう圧力がかかる可能性がある。この場合における議決権行使の判断は、独立した第三者（議決権行使助言会社など）にアウトソーシングする必要がある。

📖 リスク分担型企業年金

リスク分担型企業年金とは、確定給付企業年金法に基づき実施される年金制度のうち、運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合うことができる新たなハイブリッド型の企業年金のこと。事業主に対し予め固定された掛金以外に追加的な拠出を求めない仕組みとなっている。同年金は、退職給付会計基準における確定拠出制度に分類され、規約に基づきあらかじめ定められた各期の掛金の金額について費用処理することが可能。厚生労働省では平成28年度中の施行を目指している。

08
ページ

13
ページ

14
ページ

From
編集室

◆自民党の税制調査会が早くも始動している。現在は若手議員を中心とした勉強会を実施しているが、11月21日には総会を開催。本格的な議論がスタートする。◆平成29年度の重点課題は所得課税、国際課税、研究開発税制、ビールの4点。所得課税に関しては、配偶者控除の廃止は見送られるため、焦点は配偶者控除の非課税限度額である“103万円の壁”の引上げになりそうだ。◆平成29年度税制改正大綱の取りまとめは12月8日頃の予定。重点課題以外にもタワーマンションに係る固定資産税課税の見直しなど、実務に影響を与えそうな項目も多い。どのような項目が並ぶか今から楽しみだ。（MIN）

週刊T&Amaster 第666号

2016年11月14日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい